

弘前市社会福祉法人指導監査実施要綱

令和 3 年 4 月 5 日
弘前市告示第 252 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査について必要な事項を定め、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営及び社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 指導監査は、次に掲げる基本方針により実施する。

- (1) 法令又は通知等の遵守状況等について指導監査を行うものとする。
- (2) 単に問題点を指摘するにとどまらず、具体的な根拠を示して助言及び指導を行うものとする。

(指導監査計画)

第 3 条 指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、国の通知等及び前年度における指導監査計画等を十分考慮して、指導監査における方針を決定し、実施時期等に係る指導監査実施計画表を策定し、計画的に実施するものとする。

(監査の種類)

第 4 条 指導監査は一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行うものとする。ただし、災害発生等特段の事由により、実地による一般監査の実施が困難と判断される場合には、この限りではない。

(一般監査)

第 5 条 一般監査は、第 3 条に規定する指導監査実施計画表に基づいて一定の周期で実施し、その実施に当たっては、監査事項の省略等について、十分配慮するものとする。

2 一般監査の実施に当たっては、社会福祉法人指導監査実施要綱別紙（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別紙。以下「指導監査ガイドライン」という。）に基づき、次の事項について実施する。

- (1) 法人運営の状況
- (2) 法人が行う事業の状況
- (3) 法人の各管理の状況
- (4) 前回指導監査指摘事項に対する是正改善状況
- (5) その他必要と認められる事項

3 第 1 項の周期及び監査事項の省略等は、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号、

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知別添。以下「国要綱」という。)の定めるところによるものとする。

(特別監査)

第6条 特別監査は、国要綱に基づき、次に掲げる特別監査基準に該当する運営上重大な問題を有すると認められる法人を対象とし、その実施に当たっては、指導監査ガイドラインに基づいて特定事項を対象に実施する。

- (1) 法人運営等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
- (2) 一般監査における指導にもかかわらず、是正改善がみられない場合
- (3) 正当な理由がなく、一般監査を拒否した場合
- (4) その他、市長が必要と認めた場合

2 特別監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度定める。

(証明書)

第7条 指導監査を行う職員は、指導監査の実施に当たって、法第56条第2項に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示するものとする。

(指導監査の実施通知)

第8条 指導監査に当たっては、その対象となる法人に対し、指導監査実施日概ね1か月前までに、原則として文書により期日等必要事項について通知するものとする。ただし、日程等に変更が生じた場合で、文書による事前通知によることができない場合は、その他の方法によることができるものとする。

(指導監査職員)

第9条 指導監査は、2名以上の職員で実施するものとする。

(指導監査時の留意事項)

第10条 指導監査の実施に当たっては、関係法令等に基づき、公正不偏かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、努めて役職員等の理解と積極的かつ自主的協力が得られるよう配慮するものとする。

(監査の講評)

第11条 指導監査職員は、指導監査終了後、役職員等に対し、指導監査の結果について講評を行い、是正又は改善を要すると認められた事項については、所要の是正又は改善を行うよう助言及び指導を行うものとする。

2 講評に当たって、当該指導監査職員のみで判断することが困難と認められる事項については、後日、当該事項を検討の上、別途必要な助言又は指導を行う。

(指導監査の結果及び改善状況の報告)

第12条 指導監査の結果に基づいて行う、法人への指導及び法人からの改善状況の報告については、国要綱及び指導監査ガイドラインに基づき行うものとする。

2 前項の指導監査の結果については、文書により通知するものとする。

3 第1項の改善状況の報告については、通知文書の施行日から1か月以内の期限を付して報告を求める。

(改善報告の確認)

第13条 前条の規定により法人から改善状況について報告を受けた場合は、その内容を十分に審査するものとする。

2 前項の規定による審査により、改善が図られていないと認められるときは、改善が図られるまで継続的な指導を行う。

3 前項に基づき、継続的に指導を行っても改善が図られないと認められるときは、法人に対し、法に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。ただし、第5条の改正規定については、令和3年4月5日から施行する。